

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
(企業版ふるさと納税) のアウトバウンドコール型
営業活動に係る業務委託仕様書

第1章 総則

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）のアウトバウンドコール型営業活動に係る業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務目的

本業務は、本市における人口の現状と将来の展望を提示する奈良市人口ビジョンを踏まえて、政策目標や施策の基本的方向性、具体的な施策をまとめた第2期奈良市総合戦略（以下「第2期戦略」、計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定し、地方創生への取組を推進するとともに、外部有識者を加えた懇話会を開催し、事業の進捗評価を行う。

まち・ひと・しごと創生寄附金（以下「企業版ふるさと納税」）は、市の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度であり、当該制度及び対象の地方創生プロジェクトに関するPR活動を積極的に行い、寄附の獲得につなげる。

2 委託の期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日まで。

3 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書並びに関係する法令、省令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。

4 情報の保護及び秘密の保持

受注者は、本業務の処理上知り得た情報及びその他一切の秘密を他人に漏らしたり、本業務の処理以外の目的に使用したりしてはならない。

5 賠償責任

受注者は、本業務の履行により生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切処理し、その損害を賠償すること。

6 統括責任者

受注者は、本業務を円滑に遂行するため、統括責任者を定め、本市に届け出るものとし、本市担当者と緊密な連絡と十分な打合せを行い、本業務全般にわたり業務管理を行わなければならない。

7 反社会的勢力の排除

1. 受注者は自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 受注者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

8 成果品の検査等及び著作権等の帰属

- (1) 受注者は、第2章で示す業務の内容に基づき、本仕様書で成果品として指定された提出物一式を納品し、本市の成果品検査を受けること。
- (2) 本市の成果品検査合格をもって業務の完了とする。なお、本市の成果品検査において修正を指示した箇所については、直ちに訂正すること。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。
- (4) 受注者は、成果品（報告書、資料、議事録、履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得たときはこの限りでない。
- (5) 本業務における成果品の所有権及び著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。ただし、第2章1（1）で作成した「営業先リスト」については、当該事業の目的に限らず、本市が必要と認める他の関連事業においても活用することが出

来るものとする。

第2章 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

1 業務内容

(1) 寄附ターゲット先企業の抽出・リスト化

奈良市と協議のうえ、企業版ふるさと納税の寄附対象となり得る企業の抽出条件を設定し、それに基づき、市への寄附が見込まれる企業を抽出した「営業先リスト」（3, 500社以上）を作成するものとする。

当該リストには、少なくとも、法人名、郵便番号、所在地、電話番号、上場区分、設立年月、資本金、従業員数、工場数、事業所数、業種、営業種目名称、当期の売上高、取引金融機関名、代表者氏名、代表者生年月日、を含むものとする。

また、抽出に使用する企業データは、受託者が作成・保有しているデータで用意し、出所を明確にすること。抽出条件の策定及び企業選定にあたっては、奈良市と十分に協議を行い、必要に応じて修正・調整を行うこと。

抽出にあたっては、以下に該当する企業を主な想定対象とすること。

- ①代表者が奈良県出身であり、奈良市以外に本社を有する企業
- ②代表者の居住地が奈良市内にあり、奈良市以外に本社を置く企業

また、企業版ふるさと納税制度の適用対象外となる企業、すなわち、当該制度に基づく税額控除等の恩恵を受けられない企業や本市から対象外とするよう指定のあった企業については、原則として本リストの対象外とすること。

(2) 営業用リーフレットの作成に関して

本業務における寄附対象企業等への送付を目的とした営業用リーフレットについては、受託者においてデザインを含め作成するものとする。リーフレットの仕様は以下のとおりとする。ただし、リーフレットの内容については、本市と協議のうえ決定し、必要に応じて修正・調整を行うこと。

- ・ 仕様：A4判1枚、両面印刷、カラー刷り
- ・ 作成部数：3, 500部

(3) 営業先リストへの資料送付に係る郵送作業一式

奈良市からの営業訪問又は、オンラインによる説明機会のアポイントメントを取得するため、抽出した企業約3, 500社に対し、(2)で作成したリーフレット等を封入し、宛名ラベルの作成・貼り付けを行った上で、発送処理までを一連の作業として実施すること。リーフレット以外の同封物については本市と協議の

うえ決定することとする。なお、封入に使用する封筒については、受託者において適切な使用のものを選定・用意し、本業務に供するものとする。

また、当該企業より返信等があった場合には、遅滞なく本市へ報告すること。

本業務は令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）までに完了するものとする。

(4) 当該企業先へのフォローコール・アポイントメント取得

郵送した企業へのアウトバウンドコールを 1 社あたり最大 3 回実施すること。アウトバウンドコールを実施する際には受託者名で実施し、状況確認だけでなく、追加の提案、案内をすることで、奈良市ホームページへの誘導等を通じて、本市に対する企業版ふるさと納税の寄附企業拡大を図るものとする。

なお、アウトバウンドコールの実施時期・タイミングについては、本市と事前に調整のうえ実施し、当該企業より寄附の申し出や関心が示された場合には、遅滞なく本市に情報共有を行うこと。本業務は（3）の郵送業務と並行して行い、令和 8 年 1 月 3 0 日（金）までに完了するものとする。

アポイントメントの取得については、2 0 社程度を目標とする。なお、アポイントメントとは、当該企業との調整を行い、本市担当者へ当該企業との面談等の機会を設定した段階をもって、1 社としてカウントするものとする。

また、当該企業から本市のふるさと納税に関する問い合わせや連絡があった場合には、当該企業と本市との日程調整を行うまでを目標として本業務の対象とし、当該対応をアポイントメント取得と同等に取り扱うものとする。

(5) その他

上記の(1)～(3)の業務のほか、上記業務に付随して必要となる業務や、連絡及び本市との打合せ等に対して柔軟に対応すること。

また、本市と協議のうえ、5社分の詳細な企業報告書が記載されている信用調査レポートを作成し提出するものとする。

2 業務の成果品

受注者は、業務に係る成果品として次に示すデータ等を令和 8 年 3 月 3 1 日までに総合政策課に納品するものとする。

【納品内容】

- ①令和 7 年度企業版ふるさと納税（営業委託分）実績報告書
 - ・電子データ
- ②（1）で作成した「営業先リスト」
 - ・電子データ（Excel 形式）

③信用調査レポート（5社分）

- ・電子データ

3 その他

- （1）本業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- （2）本業務の遂行に当たり必要となる資料及びデータの提供は、発注者が妥当と判断する範囲内で提供する。提供に当たっては所定の手続きにより受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。
- （3）その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応すること。